

建設現場に設置する「快適トイレ」の標準仕様について

東京都住宅政策本部では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みを進めております。

その一環として、男女ともに快適に使用できる「快適トイレ」の導入を推進します。

「快適トイレ」は男女ともに快適に使用できる仮設トイレの総称とし、以下の仕様を満たすトイレとします。

1 快適トイレに求める標準仕様（必須事項）

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を図ること）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

2 快適トイレとして活用するために備える付属品（必須事項）

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- (10) 鏡付きの洗面台
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

3 推奨する仕様、付属品（必須ではない）

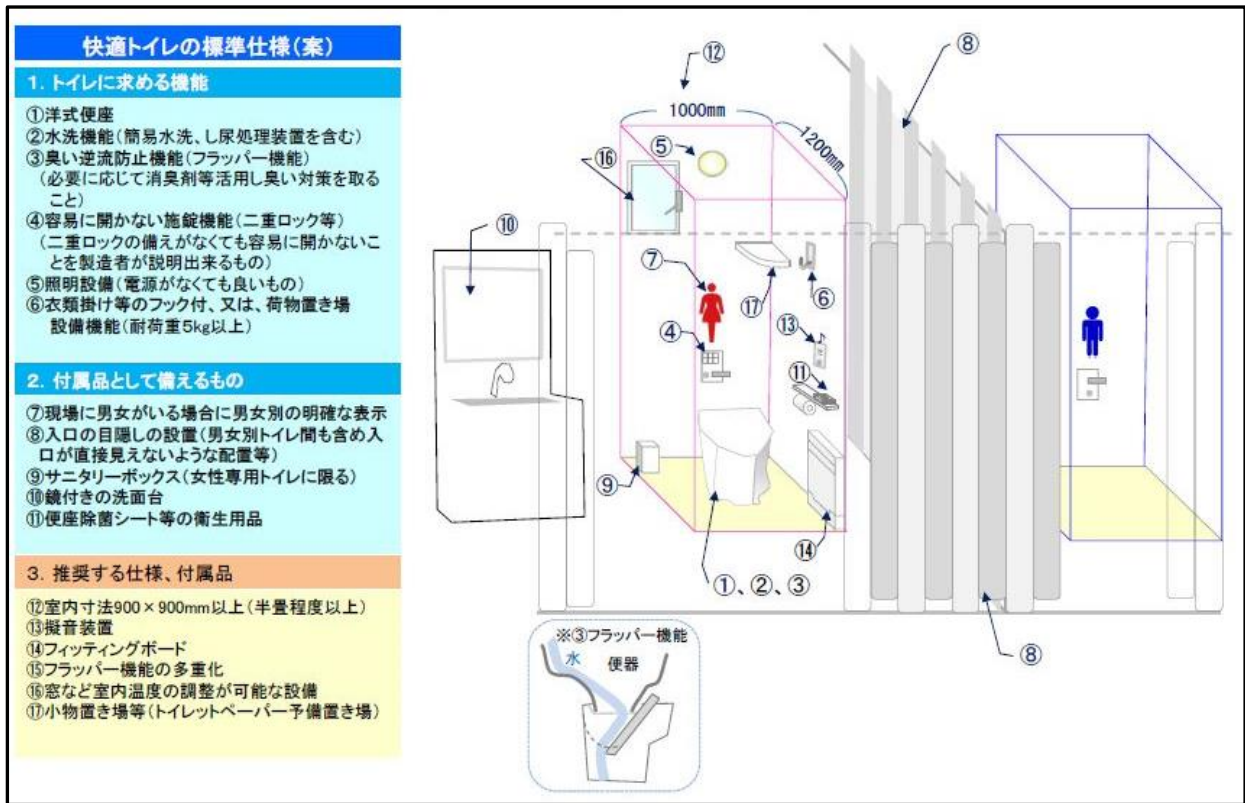
- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- (13) 擬音装置
- (14) フィッティングボード
- (15) フラッパー機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

- ・「3 推奨する仕様、付属品」については、装備していればより快適となるものと定義します。
- ・快適トイレの設置に要する費用は、45,000円／基・月を上限とし、男女別で設置した場合は、2基まで費用計上できることとします。

4 参考資料

- ・快適トイレのイメージ（国土交通省報道発表より）

<http://www.mlit.go.jp/common/001140808.pdf>



快適トイレ（イメージ）

（国土交通省報道発表：建設現場に設置する「快適トイレ」の標準仕様決定 より一部抜粋）